

FPVドローン利用時の注意事項

FPVドローンの映像電波(5.8GHz帯)を 使用する際は開局申請が必須となります

開局申請を行うには無線資格が必要となり
使用用途によって必要になる資格が変わります

【趣味で利用の場合】

アマチュア無線技士（4級以上）

アマチュア無線（5.8GHz帯）は
利益を目的とした仕事などの業務に利用
することは禁止されております。

【業務で利用の場合】

陸上特殊無線技士（3級以上）

陸上特殊無線は業務での利用が可能です
が、日本の技適を取得している5.7GHzを
使用するか5.7GHzで技適マーク取得する
必要があります

日本国内において、無線電波の
無許可・無資格で使うことが法律で禁じられています。

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

公共性の高い無線局に妨害を与えた場合は、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金



※2.4GHzに関しては技適認証がある場合そのまま使用できます